

# 労働安全衛生規則の改正

## ～足場からの墜落防止対策強化～

平成27年7月1日より、労働安全衛生規則の改正に伴い、「足場の組立て、解体又は変更に係る作業の業務に従事する者」に対し、「特別教育」を実施することが、事業主の義務となりました。（労働安全衛生規則第39条）ここでは改正の概要と事業主の義務についてご説明いたします。

### 【改正の概要】

#### 1 特別教育の追加

特別教育の対象業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を追加する。

#### 2 足場における高さ2m以上の作業場所の作業床に係る墜落防止措置の充実

- (1) 作業床の要件に、床材と建地との隙間を12cm未満とすることを追加する。
- (2) 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外す場合等の措置に、関係労働者以外の労働者の立入禁止及び作業終了後の墜落防止設備の復旧を追加する。  
※架設通路及び作業構台についても同様の措置を追加する。

#### 3 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

- (1) 高さ5m以上の構造の足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置等の対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。
- (2) 足場材の緊結等の作業を行うときは、原則として、幅40cm以上の作業床の設置、安全带取付け設備等の設置及び安全带を使用させる措置を講ずることとする。

#### 4 鋼管足場に係る規定の見直し

鋼管規格に適合する単管足場については、建地の下端に作用する設計荷重が当該建地の最大使用荷重を超えないときは、鋼管を二本組とすることを要しないこととする。

#### 5 注文者の点検義務の充実

特定事業の仕事を行う注文者の点検義務に、足場又は作業構台の組立て等後の点検を、追加する。

※出典：厚生労働省ホームページ

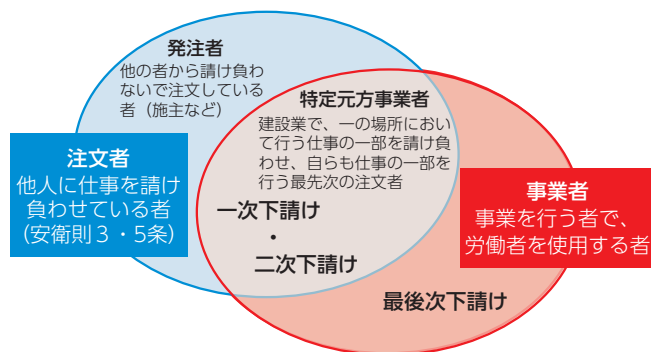
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069009.html>

### ■特別教育

内容	経験	期限
足場組立 特別教育 6時間	未経験者	平成27年7月1日以降の作業には受講が必須
足場組立 特別教育 3時間	平成27年7月1日まで作業に従事した経験を持つ者	平成29年6月30日までに受講が必要

### ■注文者の点検義務

※注文者とは



注文者	点検時	事業者
—	作業開始前(墜落防止設備のみ)	○
◎	悪天候後	◎
※注1 ◎	足場組立・一部解体・変更後	◎

※“○”点検義務有、“◎”点検の記録と保存までが義務

### ■改正に伴う注意点

今回の労働安全衛生規則(以降、安衛則)改正に伴う足場の構造上の問題を除けば、作業員への特別教育と「注文者」による足場の点検義務。特に注文者による足場の点検義務について新たに追加された「足場組立・一部解体・変更後の点検と点検の記録及び記録の保存」(※注1)が問題視されます。我々の業界でイベント・コンサートの主催者などが該当し発注者の義務を認識しないまま仕事を発注、転落等の重大労働災害事故が発生し裁判にて、管理責任を問われ民事・刑事訴訟につながる可能性が多分にあります。

### ■安全委員会の活動について

安衛則改正には、いまだ不明点も多く安全委員会では対策として7月23日(木)中央区日本橋にて、株式会社杉孝/足場コンサルティング課、高橋理恵子様を講師に迎え、「足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則の改正」に伴う勉強会を開催、知らないでは許されない可能性が高い発注者及び事業者の義務を参加者へ伝え、ディスプレイ業界の現場における安全水準向上に取り組ましました。安全委員会では、今後もこのような勉強会や講習会などをおこない、労働災害撲滅に貢献していきます。

安全委員会 久保山浩介

